

Ｊヴィレッジ地域の交流拠点教室開催業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は、Ｊヴィレッジ地域の交流拠点教室開催業務委託において、公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名称

Ｊヴィレッジ地域の交流拠点教室開催業務委託

(2) 業務受託者の選定方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

(3) 委託業務の内容

別紙「Ｊヴィレッジ地域の交流拠点教室開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和８年２月２７日（金）まで

3 提案価格上限額

１３，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

4 スケジュール

(1) 質問書の提出期限

令和７年４月１６日（水）１７時まで（必着）

(2) 質問に対する回答期限

令和７年４月２２日（火）

(3) 参加申込書の提出期限

令和７年４月２４日（木）１７時まで（必着）

(4) 参加申込資格審査の回答期限

令和７年４月２５日（金）

(5) 企画提案書等の提出期限

令和７年５月１日（木）１７時まで（必着）

(6) 審査結果の通知

令和７年５月１４日（水）予定

(7) 契約の締結

令和７年５月１９日（月）予定

5 プロポーザルに係る参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 募集要項を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者ではないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生法手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げるものではないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者ではないこと。

6 募集要項等の交付

募集要項等の電子データについては、一般財団法人福島県電源地域振興財団（以下「財団」という。）のホームページ（福島県エネルギー課のホームページ内）からダウンロードしてください。

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/foundation-bid2025.html>

7 質問の受付

(1) 受付期間

令和7年4月11日(金)から令和7年4月16日(水) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式1)により、下記14の事務局宛てに、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれかの方法により提出してください(※電話による質問の受付は行いません)。

電子メール、FAX、郵送の場合は、発信した旨を電話で事務局宛てお知らせください。

また、提出期限までに到着したもののみを有効としますので、持参又は郵送による場合は、御留意願います。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和7年4月22日(火)までに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、上記ホームページに随時掲載します。

8 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和7年4月24日(木) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参により事務局宛て提出してください。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日の9時00分から17時00分です。

(3) 提出書類

ア 参加申込書(様式3)(1部)

イ 参加資格を確認するための書類

- ・本業務に類似する受託業務実績の内容が確認できる書類(契約書及び仕様書)等(1部)
- ・会社の概要や実施事業分野が記載されたパンフレット等(7部)
- ・納税証明書(1部)
- ・登記簿(1部)

(4) 参加資格の確認

事務局において、参加申込書の内容及び参加資格の確認を行い、その結果を令和7年4月25日(金)までに電子メールで通知する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年5月1日(木) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参により事務局宛て提出してください。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日の9時00分から17時00

分です。

(3) 企画提案書等

- ア 公募型プロポーザル提出書類送付書（様式4）（1部）
- イ 業務内容に関する企画提案書（任意様式）（10部）
- ウ 担当者経歴書（参考様式又は任意様式）（10部）
- エ 見積書（任意様式）（10部）
- オ 県等から受注した同規模の委託業務実績一覧（R4年度～R6年度）（10部）

(4) 企画提案書の内容

企画提案書には仕様書に記載している事業目的やコンセプト、概要、業務内容を踏まえ、各内容を円滑かつ着実、さらにはより効果的に遂行するための提案を記載するとともに、次の事項を盛り込んだ提案としてください。

- ① 体験教室の全体概要（構成、企画名称、体験教室概要と企画案の効果（Jヴィレッジや地域にもたらすプラスの作用）
- ② 体験教室メニュー及び講師の具体案（授業コマ数、開催時期、1教室当たりの開催時間、募集人数等）
 - ※ 企画提案書等の提出までの調整状況に応じて想定として記載してください。
- ③ 目標来場者数及びそれを達成するための具体的な方策、広報計画
- ④ 参加者に対する事業実施後におけるJヴィレッジの利用促進を図る方策
 - ※ 事業実施後の方策に係る具体的な取組については、委託契約に含みません。
- ⑤ 事業実施期間中の情報発信方法
- ⑥ 業務実施体制（事務局運営や体験教室当日の運営を含む）、参加者の安全管理

(5) 提案書作成に係る留意事項

- ア 提案書に記載するフォントの大きさは、11ポイント以上としてください。
- イ 提案書は、A4判（横）、カラー片面印刷、左上ホチキス止め、20ページ（表紙、目次を除く。）以内で作成してください。

10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、提案書は無効となる場合があります。

- ア 提出者が上記5に定める参加資格等を満たしていない場合
- イ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ウ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（提案書に参加資格等の確認のための書類が添付されていない場合を含む。）

なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書は無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けません。（特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便箱に配達するものであり、配達記録を有しませんので御注意ください。）

- エ 提出書類に虚偽の内容の記載がされている場合
- オ 見積書の金額が上記3に記載した上限額を超過している場合

- カ 企画提案書を提出した者が、プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者である場合。その他、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ク その他本募集要項又は事務局があらかじめ指示した事項に対する重大な違反が認められる場合

(2) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出してください。

(3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とします。

(4) 権利

ア 本成果品の著作権は、翻案権、映画化権その他の翻案権を含む（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）全ての著作権が財団に譲渡され、期間を定めず財団に利用許諾がなされるものとし、提案者は著作者人格権の行使をしないものとする。また、成果品の部分を構成する著作物（イラスト・写真等）についても原則として同様の扱いとし、必要に応じて協議するものとする。

イ 本成果品は、財団が適当と認めたウェブサイト、イベント、各種メディア、デジタルサイネージ等での公開を行う場合がある。財団が二次使用するに当たり、第三者の有する著作権、その他の権利を侵害することのないよう、制作に当たっては必要な許諾を得ること。

(5) その他

ア 参加者は、提案書等の提出をもって、本実施要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された提案書等は、返却しません。

エ 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとします。

オ 提出された提案書等は、一般財団法人福島県電源地域振興財団情報公開規程に基づく情報公開請求の対象となります。

11 提案書の評価基準

提案書の評価項目及び評価基準は、別表「プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおりです。

12 提案書の審査及び委託候補者の選定

(1) 審査方法

審査委員による審査委員会において、提案者から提出を受けた企画書を書面審査に

より総合的に評価し、委託候補者及び次点の者を選定します。

(2) 結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に令和7年5月14日(水)(予定)までに通知するとともに、上記ホームページに掲載します。

(3) その他

プロポーザル参加者は、審査結果の通知が到達した日から起算して7日(土曜日及び日曜日を除く。)以内に、自己及び最優秀者の総得点の開示を書面により求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

13 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した委託候補者と財団が協議し、委託候補者から提案された内容を反映させて仕様を確定し、契約を締結します。

※ プロポーザルにおける提案内容がそのまま仕様に反映されるものではないことを十分にご承知おきください。

(2) 契約金額の決定

契約金額は上記13-(1)により確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定します。なお、見積金額は提案価格上限額を超えないものとします。

(3) 契約保証金について

業務委託予定者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に財団と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、財団は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行うことができる。

(5) その他

ア 委託候補者とは、随意契約により手続きを進めていくこととなります。もし、上記10-(1)の無効条項等に該当する場合(提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。)は、契約の締結は行いません。なお、この場合は、次点の者を委託候補者とします。

イ 委託候補者と財団との間で行う協議が整わない場合、委託候補者から改めて徴取した見積書が上限額(上記3)を超えている場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、次点の者を委託候補者とします。

14 事務局

一般財団法人福島県電源地域振興財団（福島県企画調整部エネルギー課内）

（担当：主事 秋山）

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

電話：024-521-7116

FAX：024-521-7912

E-mail:energy@pref.fukushima.lg.jp

(別表)

プロポーザル評価項目及び評価基準

番号	評価項目	評価基準	評価 (A)	傾斜 配分 (B)	配点 A×B
1	企画全体概要の把握	①本委託業務の目的の理解度 ②仕様書記載事項の反映度（コンセプト、概要、業務内容）	5・4・3・2・1	×4	20
2	体験教室メニュー及び講師	①教室内容の魅力及び工夫 ②Jヴィレッジの既存運動施設（ピッチや全天候型練習場など）の活用 ③魅力的な講師の選定	5・4・3・2・1	×5	25
3	目標来場者数の達成に向けた具体的方策、広報計画	①目標達成に向けた具体的方策 ②予め事務局が示した方策以外の広報手段の充実（相乗効果を発揮させるものでも可）	5・4・3・2・1	×3	15
4	参加者にJヴィレッジの利用促進を図る方策	①事業期間内における参加者同士の交流が深まる仕掛けの内容 ②参加者に事業期間後のJヴィレッジの利用を促す方策	5・4・3・2・1	×3	15
5	事業期間中の情報発信方法	①実施期間中においても体験教室の情報発信を行い、Jヴィレッジが一般利用も可能であることを広く周知する方策	5・4・3・2・1	×2	10
6	業務実施体制及び参加者の安全管理	①人員配置の適切性(※) ②業務実施工程、管理体制の適切性(※) ※当日の運営を含む	5・4・3・2・1	×5	25
			合計		110